

社団法人日本皮革産業連合会
常勤役員報酬規程

平成 5 年 3 月 9 日制定
平成 9 年 11 月 17 日改正
平成 14 年 8 月 30 日改正
平成 14 年 12 月 1 日改正
平成 15 年 3 月 20 日改正
平成 15 年 11 月 14 日改正
平成 17 年 12 月 13 日改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、社団法人日本皮革産業連合会（以下「連合会」という。）定款第 17 条の規定に基づき、連合会事務局（以下「事務局」という。）に常勤する役員（以下「役員」という。）の報酬に関する必要な事項を定め、事務の円滑な運営に資することを目的とする。

(報酬の区分)

第 2 条 役員報酬は、本俸及び特別手当とする。

(報酬の額)

第 3 条 役員の本俸は、別に定める役員報酬表の 1 号俸から 4 号俸のうち、毎年連合会長が定める。

2. 特別手当は、年 2 回とし、6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する役員に対して、6 月 30 日及び 12 月 15 日に支給する。
3. 特別手当の額は、前項の在職月において役員が受けるべき本俸の月額に 6 月に支給する場合においては、100 分の 198、12 月に支給する場合においては、100 分の 205 を乗じて得た額とする。

(報酬の支給日)

第 4 条 本俸は、毎月 25 日に支給する。ただし、当該日が休日または金融機関の休業日である場合は、その前日に支給し、その前日が休日である場合は順次繰り上げて支給する。

2. 特別手当は、6 月 30 日及び 12 月 15 日に支給する。前項ただし書は特別手当の支給日に適用する。

(通勤費)

第 5 条 通勤費は、通勤のため交通機関を利用する役員に対して、その役員の前月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

2. 通勤費は、毎月報酬を支給する日に支給する。

(端数処理)

第 6 条 報酬の各項目の金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

付 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 9 年 11 月 17 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 14 年 8 月 30 日から施行する。

付 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、当連合会役員であって、平成14年12月期の特別手当を支給されない者は、改定後の本規程は適用しない。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、当連合会役員であって、平成15年12月期の特別手当を支給されない者は、改定後の本規程は適用しない。

役員報酬表

号俸

1	615,400円
2	660,500円
3	722,500円
4	779,600円

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。
ただし、当連合会役員であって、平成15年12月期の特別手当を支給されない者は、改定後の本規程は適用しない。

役員報酬表

号俸

1	613,600円
2	658,500円
3	720,300円
4	777,300円